

令和6年度千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金 Q&A

令和6年5月24日時点

1 申請受付期間等について

質問	回答
1 申請受付期間はいつまでか。	車両については、令和7年3月7日までです。 車両関連設備については、令和6年12月26日までです。
2 申請はどのタイミングで行えばいいか。	車両については、購入手続き完了後に「申請書兼実績報告書」を提出してください。 車両関連設備については、契約（発注含む）・着工前に「交付申請書」を提出してください。 申請の流れの詳細については、募集要領9ページを参照してください。
3 申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるのか。	申請受付期間内であっても、予算が無くなり次第受付終了となります。申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら、県HP等でお知らせいたします。
4 来年度も同様の補助金を行うのか。	来年度については、現在のところ未定となっております。

2 補助対象者について

質問	回答
1 地域交通等とは、具体的にどのような事業者が対象なのか。	①バス・タクシー・トラックの次世代自動車の導入については、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送業等の一部が対象になります。 ②カーシェアリング又はレンタカーでの次世代自動車の導入については、カーシェアリング事業又はレンタカー事業を営むものが対象となります。 また、①及び②の事業者に次世代自動車の貸渡しを業とするリース事業者も対象となります。 対象事業者の詳細は、交付要綱の別表1をご確認ください。
2 リース会社が車両を購入し、貸与先にリースする場合、補助対象者は誰か。	車両の所有権があるリース会社が補助対象者（申請者）となります。 この場合、貸与先の使用者（契約者）が対象事業者であることが必要です。また、リース料金に補助金相当の値下がりが必要があります。

3 補助対象事業について

質問	回答
1 既に購入している車両について、県の補助金はもらえるのか。	「令和6年度千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金」の対象となる車両については、初度登録日を「令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）」としていますので、この期間に購入及び登録された車両は補助金の交付対象となります。また、国の補助金の交付を受けている必要があります。
2 交付要件である「国の補助金」とは、どの補助金を指しているのか。	国の補助金は、国が特定の施策の奨励をするために交付する国庫支出金のうち、次に掲げる車両の導入を対象としているものをいいます。 (1) 電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池バス (2) 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、燃料電池タクシー (3) 電気トラック、燃料電池トラック
3 「国の補助金の交付を受けている」とはどういう状態か。	国の交付決定通知、または交付予定枠内定通知を受領している状態を指します。いずれかの書類の写しを、県への補助金申請の際に添付してください。
4 カーシェアリングの場合、対象車の駐車場（置き場所）が千葉県にあればいいのか。	対象車の駐車場（置き場所）が千葉県内であれば、交付対象となります。（事業者の本社や営業所の所在地は県外でも問題ありません。）また、自動車検証において、「使用の本拠の位置が千葉県内にあること」を確認させていただきます。
5 レンタカーの場合、営業所（貸し出しを行う店舗）が千葉県内にあればいいのか。	対象車の貸し出しを行う営業所が千葉県内であれば、交付対象となります。（本社の所在地は県外でも問題ありません。）また、自動車検証において、「使用の本拠の位置が千葉県内にあること」を確認させていただきます。
6 車両を複数台購入予定であるが、補助を受ける金額や台数に制限はあるのか。	本補助金については、1事業者あたり1,500万円を上限とします。事業者とは、補助金の交付を受けて導入する <u>車両を使用する者（法人）</u> をいい、事業用自動車または設備の貸渡を行う目的で申請する場合（リース業）除きます。また、1事業者とは、一つの法人又は一人の個人事業主を指し、車両を導入する事務所又は事業所が別の場合であっても、同一法人である場合は1事業所とします。自動車リース事業者には交付上限額はありますが、自動車または設備の貸与先（使用者）については、1事業者あたり1,500万円が交付上限額となります。詳しくは実施要領の6ページを参照してください。
7 充電設備を複数基設置予定であるが、補助を受ける金額や基数に制限はあるのか。	同上

4 補助対象経費について

質問	回答
1 設置工事費は補助対象となるのか。	設置工事費は補助対象にはなりません。
2 自社製品や関連事業者からの調達分がある場合、補助対象経費から利益相当分を除くことが必要か。	補助対象経費の中に申請者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上、ふさわしくありません。そのため、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施行含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とします。
3 ソーラーカーポートの補助対象の「機器購入費」とは、具体的にはどのような項目が含まれますか？	機器購入費とは、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、カーポート部材費等が含まれます。機器の運搬費や組立費、カーポート基礎工事費などは含みません。
4 ソーラーカーポートに蓄電池を設置する場合は、「蓄電池」と「カーポート」の各々に対し、補助を受けることができますか？	可能です。申請の際、事業計画書（別紙様式1）の「2 事業内容に関する事項」の「導入設備」の欄に、ソーラーカーポートと蓄電池を分けて記載してください。

5 補助上限額について

質問	回答
1 車両購入の場合、補助金の上限額はあるのか。	車両については、国の補助金の1/2を乗じて得た額と国の補助金額の合計額が、車両本体価格（補助対象経費）を超える場合、国の補助金の1/2を乗じて得た額に関わらず、国と県の補助金額の合計が補助対象経費を超えない額を上限とします。 なお、車両関連設備には、1台あたりの上限金額を設定しています。 また、1事業者あたり1,500万円が補助上限額となっています。

6 補助額等について

質問	回答
1 電気自動車の補助率は国の補助金額の1/2以内とのことだが、国の補助を受けていなくても県の補助を受けることは可能か。	車両購入の補助は国の補助金交付対象車両であることが要件ですので、国の補助を受けていない場合は補助金申請はできません。

7 申請書類について

	質問	回答
1	今年度に事業を開始したばかりで、法人の納税証明や決算書の提出が難しい場合、申請することは出来ないのか。	事業を開始したばかりなどの理由により納税証明書等の発行が受けられない場合は、税金の滞納がないことを示す書類として個人の完納証明書及び事業の収支状況が分かる書類として収支計画書や収支報告書などを提出ください。
2	納税証明書は何を提出すればよいか。	<p>県税に滞納がないことを確認させていただきたいので、以下の納税証明書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合：法人県民税及び法人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可） ・個人事業主の場合：個人県民税及び個人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可） <p>※県税事務所へ提出する「交付請求書」の「証明事項」の欄の「県税に未納がないこと」の項目内の「特定の税目」の括弧内にそれぞれ法人県民税、法人事業税又は個人事業税と記入いただき申請してください。</p> <p>※個人県民税は市町村の取り扱いです。納税証明書についても市町村窓口で発行を受けてください。</p>
3	納税証明書はどこで取得すればよいか。	<p>法人県民税、法人事業税及び個人事業税については、事業所の所在地を所管する県税事務所に発行を申請してください。（所管の県税事務所はこちらからご確認いただけます。https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html）</p> <p>個人県民税は、住所地の市町村窓口で発行を申請してください。</p>
4	見積書について、代表者印等の押印は必要か。	第1号様式（申請書）に記載のとおり、代表者印等が押印されている見積書の写しをご提出ください（押印された見積書原本の提出は不要です）。
5	原本の提出が必要となる書類はあるか。	<p>ありません。全ての書類について、電子データまたは写しでの提出が可能です。</p> <p>見積書や登記事項証明書などの原本の提出を妨げるものではありませんが、提出された書類は返却いたしません。</p>
6	交付申請書等の差出人欄（法人名称や所在地等）は本社の所在地等を記載すればよいか。補助金申請を行う事業所の所在地等を記載すればよいか。	<p>法人の代表者様に申請等を行っていただく必要があります。</p> <p>そのため、申請を受ける事業所とは別に本社等がある場合におかれましては、本社等の所在地や名称、代表者を記入ください。</p>

8 申請回数等について

質問	回答
1 複数の車両や設備を異なるタイミングで導入する場合、その都度、申請を行えばよいか。	その都度の申請を行うことが出来ます。また、同種の車両を複数台もしくは同種の設備を、同時期に複数台導入する場合は、まとめて申請することが出来ます。 なお、車両と設備では申請の時期や様式等が違うため、それぞれ申請してください。

9 太陽光発電設備の併設について

質問	回答
1 申請の要件に「設備を導入する事務所または事業所に太陽光発電設備を設置していること」とあるが、申請時に設置が完了している必要があるか。	原則として、事業完了（※）までに太陽光発電設備が設置されていることが必要です。ただし、発注は済んでいるが納期の遅れ等の理由から事業完了までに設置できない場合など、趣旨を逸脱しない場合は認める場合がありますので、県に申し出て承認を受けてください。なお、ソーラーカーポートの設置に関しては、太陽光発電設備が設置されていることは要件になっていません。 ※事業完了とは、県に実績報告書を提出する時期をさします。
2 太陽光発電設備の要件はあるか。	定置型の太陽光発電設備として事業所等で設置工事が行われた（行われる）ものであり、事業所等において使用される電気系統に接続されている必要があります（設置する充電器等のみに接続されている場合も可）。なお、新設・既設及びその出力等の規模は問いません。
3 太陽光発電設備の導入について、何か補助金はあるか。	国や市町村が行っている補助金をご確認ください。
4 同一の法人で県内に複数の営業所がある場合、車両を導入する営業所とは別の営業所に太陽光発電設備が設置されていてもよいか。	募集要領では、太陽光発電設備の設置場所要件として「車両を導入する事務所又は事業所に、事業完了までに太陽光発電設備が併設されていることが必要」としています。 車両を導入する営業所に太陽光発電設備が設置できない場合は、温暖化対策推進課までお問合せください。

10 事業スケジュールについて

質問	回答
1 車両関連設備の実績報告書の提出期限はいつか。	車両関連設備の実績報告書の最終提出期限は令和7年3月7日までにになります。工事完了かつ支払い完了後は、最終期限前であっても、速やかに（概ね30日以内）提出してください。

11 補助を受けた車両の移動について

質問	回答
1 本補助金の交付を受けた車両（トラック）について、使用場所（営業所）の変更を行うことは認められるか。	当該補助金の交付要件に、「原則として、事業完了までに、車両を導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること」とあるため、太陽光発電設備のある営業所への移動であれば、差支えない。 一方、太陽光発電設備のない営業所で車両を使用することは、補助金の交付要件に該当しないこととなるため、要綱第18条の「交付決定の取消」に該当し、補助金の返還の対象となるので注意されたい。